

「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画」の
令和 4 年度実施状況について

「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画（令和 2～5 年度）」に基づき令和 4 年度に実施した事業及び施策の進捗、成果・課題について、点検・検証を行った。

- | | | |
|---|-----------------------------|---------|
| 1 | あらゆる場における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・ | P 1～6 |
| 2 | 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進・・・・・・・・ | P 7～12 |
| 3 | 人権教育・啓発の効果的な推進・・・・・・・・ | P 13～18 |

○点検・検証について（計画に記載している事項）

実施計画に基づく取り組みをより効果的に推進するため、各所管課において実施した人権教育・啓発の取り組みの成果と課題について、事業の所管課が年度ごとに自己評価を行い、その結果を次年度以降の取り組みに反映させることとします。

また、福岡市人権尊重推進本部において、懇話会の意見を聞き、実施した取り組みの点検・検証を行います。

（「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画（R2～R5）」 8 ページ）

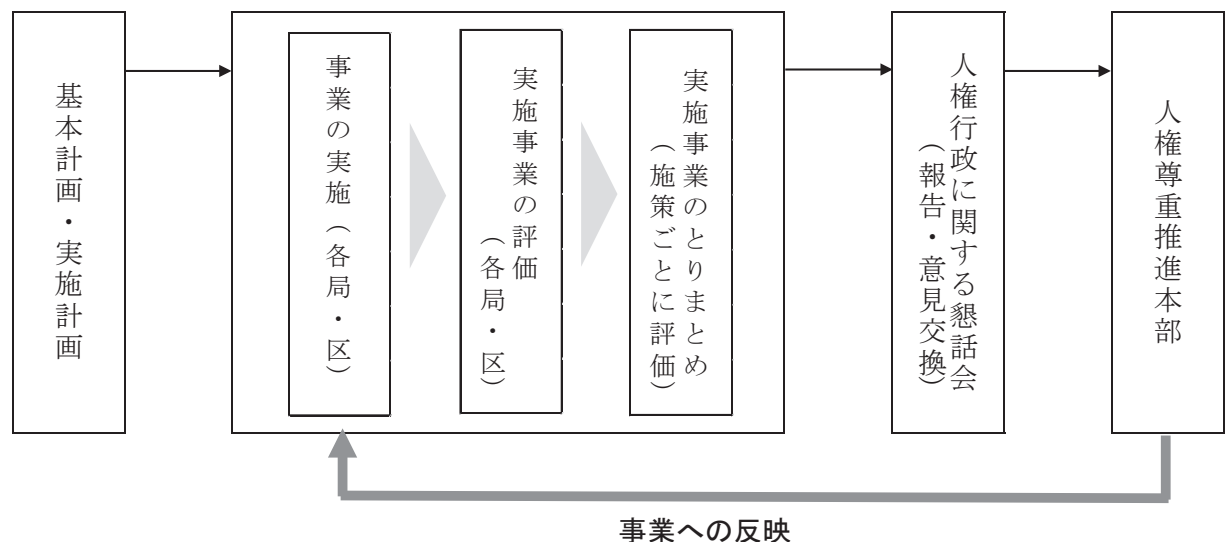
（参考）人権行政に関する懇話会 設置要綱

第1条 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、有識者に意見を求めるため、人権行政に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

（2）「福岡市人権教育・啓発基本計画」の推進に関すること

○点検・検証の流れ



○評価について

事業評価（実施した事業についての自己評価）

評価A（一定の成果が得られ、当初の目標を達成した）
評価B（一定の成果が得られ、目標の達成に向けて順調に進んでいる）
評価C（十分な成果が得られず、目標達成ペースを下回っているか、または現状維持）
評価D（成果がほとんど得られず、今後改善・工夫を要す）
未実施

施策評価

施策を構成する事業の評価・進捗状況等を総合的に勘案し、次の4段階で評価を行っている。

◎：順調
○：おおむね順調
△：やや遅れている
×：遅れている

○福岡市人権教育・啓発基本計画（第3章）における施策体系・評価一覧
16施策・全246事業（再掲64事業含む）

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進[97]		施策評価	事業評価				
			A	B	C	D	未実施
	（１）就学前教育機関における人権教育[3]	○：おおむね順調	0	3	0	0	0
	（２）学校における人権教育[15]	○：おおむね順調	2	9	3	0	1
	（３）家庭・地域における人権教育・啓発[71]	○：おおむね順調	14	49	6	0	2
	（４）企業における人権教育・啓発[8]	○：おおむね順調	6	1	1	0	0

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進[43]		施策評価	事業評価				
			A	B	C	D	未実施
	（１）市職員[12]	◎：順調	3	9	0	0	0
	（２）教職員[4]	◎：順調	2	2	0	0	0
	（３）社会教育関係者[19]	△：やや遅れている	2	11	4	0	2
	（４）福祉関係者[3]	◎：順調	1	2	0	0	0
	（５）保健・医療関係者[4]	○：おおむね順調	0	4	0	0	0
	（６）マスメディア関係者[1]	○：おおむね順調	0	1	0	0	0

3 人権教育・啓発の効果的な推進[106]		施策評価	事業評価				
			A	B	C	D	未実施
	（１）学習の場の提供[4]	○：おおむね順調	0	3	1	0	0
	（２）学習内容の充実[20]	○：おおむね順調	6	10	3	0	1
	（３）効果的な啓発手法・情報提供の推進[29]	○：おおむね順調	6	18	5	0	0
	（４）人材の育成・活用[45]	○：おおむね順調	4	23	10	0	8
	（５）教材の開発・整備[3]	△：やや遅れている	0	2	1	0	0
	（６）総合的なネットワークづくり[5]	○：おおむね順調	0	4	0	0	1

[]内は事業数

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

<主な成果・課題> 凡例 ○：成果 △：課題

○(1)就学前教育機関における人権教育、(2)学校における人権教育、(4)企業における人権教育・啓発においては、関係機関や団体と連携しながら研修等の事業を実施しており、参加者アンケート等の結果は、概ね満足度の高い結果となっている。

△(3)家庭・地域における人権教育・啓発では、動画配信を活用するなど事業の工夫をしているものの、一部の事業で参加者数が減少するなど、参加者向上のための取組みが必要である。また、参加者の固定化が課題となっており、引き続き、様々な媒体を活用しながら積極的に広報していく必要がある。

<施策の進捗状況・評価>

施策	進捗状況	評価
施策１－（１） 就学前教育機関 における人権教育	乳幼児の健全な成長を図るため、市内の認可保育所に保育所の加配を行うとともに、関係機関と連携し、職域別、階層別など幅広い研修により、保育所職員の資質の向上及び保育内容の充実を図っている。	○ おおむね 順調
施策１－（２） 学校における人権教育	- 児童・生徒の発達段階に応じた教材の活用や、適切な指導、啓発に取り組んでいる。 - 教職員が人権問題に関わる認識を深め、人権教育の推進・理解を図るため、毎年、全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、経験年数や職能に応じた研修を実施している。 - 日本語指導を必要とする児童生徒へのサポートをするとともに、小・中学校にネイティブスピーカー、ゲストティーチャーを配置することなどにより、多様な文化を尊重し合う心の育成に努めている。	○ おおむね 順調
施策１－（３） 家庭・地域における 人権教育・啓発	- 研修や講演会については、幅広い市民の参加のため、事業内容を工夫するとともに、SNSやデジタルサイネージなど様々な媒体を活用した広報を行っている。 - 動画配信による講座・講演会が定着してきており、対面での実施と動画配信を併用して、幅広い層の参加促進を図っている。引き続き、参加者の減少・固定化に対応するため、事業の改善に取り組む必要がある。 - 人権啓発地域推進組織や区人権啓発連絡会議など、市民主体の取組みの活動の支援のため、研修・講座や交流会を実施している。 - 各校区・地区により取組みに差があるため、校区・地区間での情報交換や情報提供が活発に行われるよう、引き続き、サポートしていく必要がある。	○ おおむね 順調
施策１－（４） 企業における 人権教育・啓発	- 就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図るため、市内の関係機関と連携し、企業の各層に対する研修会を実施している。 - 企業の関心が高いニュースや動画を用いた研修内容とすることで、参加者の高い理解度につながった。 - 企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組みを促進するため、セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実など働きやすい環境整備の推進に取り組んでいる。	○ おおむね 順調

施策１－（１）就学前教育機関における人権教育

3 事業

施策の方向性					
乳幼児期においては、子どもたちの人権感覚の芽生えを育み、一人ひとりの違いを認め合い、その違いを個性として尊重することなどを理解させることが重要。 ○家庭、地域、関係行政機関との交流・連携の強化 ○幼稚園教職員・保育所職員の資質の向上					
施策の進捗状況			○：おおむね順調		
・乳幼児の健全な成長を図るため、市内の認可保育所に保育所の加配を行うとともに、関係機関と連携し、職域別、階層別など幅広い研修により、保育所職員の資質の向上及び保育内容の充実を図っている。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価 A	評価 B	評価 C	評価 D	未実施
	0	3	0	0	0
●福岡市家庭支援推進保育事業 【評価 B】 ・要支援家庭・児童が一定割合以上入所する、市内の認可保育所12か所で保育士を加配。 加配保育士は、職員の人権意識や人権感覚を高めるリーダー的役割を担うとともに、保護者と担任とのパイプ役、地域・家庭・小中学校との連携等の業務を担っている。					
●人権保育研究・研修事業 【評価 B】 ・全保育所で人権保育が実施されることを目指し、各関係機関・団体と連携しながら委託機関へ支援を実施。 ・地域の子育てリーダー養成のため、養成派遣研修を実施。 ◇実施回数 2回、参加人数 延べ7人					
●保育所職員研修事業 【評価 B】 ・保育所職員の人権意識の高揚を図るため、各保育所にて職域別、階層別研修、公私立合同研修を実施。 ◇実施回数 56回、参加人数 延べ2,947人					

施策の方向性					
人権教育は、全教育活動を通して、「豊かな人間性」を育むことを基盤にして推進し、校種間の連携とともに、教職員一人ひとりが学校における教育課題を明確にし、その課題解決にあたることが必要。 ○学習指導法の工夫・改善 ○効果的な教職員研修の実施 ○国際理解教育の推進					
施策の進捗状況			○：おおむね順調		
・児童・生徒の発達段階に応じた教材の活用や、適切な指導、啓発に取り組んでいる。 ・教職員が人権問題に関わる認識を深め、人権教育の推進・理解を図るため、毎年、全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、経験年数や職能に応じた研修を実施している。 ・日本語指導を必要とする児童生徒へのサポートをするとともに、小・中学校にネイティブスピーカー、ゲストティーチャーを配置することなどにより、多様な文化を尊重し合う心の育成に努めている。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	2	9	3	0	1
●<u>中学生向け出前セミナー</u> 【評価B】 ・中学生を対象に男女共同参画についての出前セミナーを実施。 ◇実施校数 <u>R3n:30校 → R4n:26校</u>（目標:26校）、参加人数 6,248名 ●<u>人権読本「ぬくもり」の活用促進</u> 【評価C】 ・授業以外での活用も含め、幅広い活用を促進するよう周知。 ◇各学校での活用状況（1年間の活用回数の平均） 小学校 <u>R3n:3.7回 → R4n:3.7回</u>（目標:9回） 中学校 <u>R3n:2.5回 → R4n:2.6回</u>（目標:6回） ●<u>学校ネットパトロール事業</u> 【評価B】 ・不適切な書き込みの監視を行い、問題の未然防止、早期発見・早期対策を図った。 ◇ネットパトロール検知件数 <u>R3n:2,092件 → R4n:1,807件</u>（目標:1,200件） ◇検知後の指導・削除 <u>R3n:100% → R4n:100%</u>（目標:100%） ・ホームページに啓発資料を毎月掲載。講演会を12校で実施。 ●<u>いじめゼロプロジェクト</u> 【評価B】 ・「いじめゼロ取組」を全小中学校で実施。 ・「いじめゼロサミット2022」を開催し、小学5年生から中学3年生までの約7万人が参加。 ◇「いじめはどんなことがあってもゆるされない」と回答した児童生徒の割合 <u>R3n:96.7% → R4n:96.7%</u>（目標:97%） ●<u>子ども日本語サポートプロジェクト</u> 【評価B】 ・日本語指導を必要とする児童生徒が、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを実施。 ◇個別の日本語指導計画の目標を達成した児童生徒の割合 <u>小学校 R3n:85% → R4n:85%</u> <u>中学校 R3n:82% → R4n:71%</u>（目標:100%） ◇日本語指導担当教員研修会の開催回数 <u>R3n:6回 → R4n:7回</u>（目標:7回）					

施策の方向性					
市民の人権に関する知識の習得は進んできたが、日常的な人権感覚が十分に身につけていないなどの課題も残されており、学習機会の提供や人権の尊重を基調とした家庭や地域の教育力の充実に努めることが重要。また、市民主体の取り組みと、本市の取り組みとを共に充実することにより、「市民・行政共働型」の人権教育及び人権啓発を推進することが必要。 ○多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供 ○家庭や地域の教育力充実のための事業の推進 ○市民主体の取り組みの推進					
施策の進捗状況			○：おおむね順調		
・研修や講演会については、幅広い市民の参加のため、事業内容を工夫するとともに、SNSやデジタルサイネージなど様々な媒体を活用した広報を行っている。 ・動画配信による講座・講演会が定着してきており、対面での実施と動画配信を併用して、幅広い層の参加促進を図っている。引き続き、参加者の減少・固定化に対応するため、事業の改善に取り組む必要がある。 ・人権啓発地域推進組織や区人権啓発連絡会議など、市民主体の取り組みの活動の支援のため、研修・講座や交流会を実施している。 ・各校区・地区により取り組みに差があるため、校区・地区間での情報交換や情報提供が活発に行われるよう、引き続き、サポートしていく必要がある。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	14	49	6	0	2
●日本語教育の推進 【評価B】 ・外国人への日本語教育を地域住民とともに推進するため、各区主催日本語教室を実施。 ◇延べ受講者数 3,171人、延べボランティア数 2,781人 ◇市内及び周辺の日本語教室数 <u>R3n:56 → R4n:58</u>（目標:55以上） ●福岡市要保護児童支援地域協議会 【評価B】 ・医師会、弁護士会、警察、教育関係、保育所などの関係機関・団体で構成する協議会において、要保護児童等への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発活動などを実施している。 ●PTA人権教育研修 【評価C】 ※実施状況は（施策3-(4)）参照 ●全区人権講座 【評価A:3 評価B:4】 ・様々な人権問題に対する市民の理解と認識を深めるため、各区において講座を実施。 ◇参加者アンケート「人権に関する理解が深まった」と回答した割合 <u>R3n:89.8% → R4n:92.9%</u>（目標:80%） ●福岡市人権擁護委員協議会への支援・協力 【評価B】 ・福岡市人権擁護委員協議会が実施する人権相談や街頭啓発が円滑に実施できるよう支援を行う。 ・人権擁護委員候補者の推薦（女性参画率:53.7% R5.3月時点）、市政だよりや市HPへの掲載などの広報協力、特設人権相談所での会場提供等。 ●福岡市人権尊重週間行事 【評価B】 ・福岡市人権尊重週間（毎年12月4日～12月10日）に各啓発事業を実施。 市政だより12/1号「人権尊重週間特集」、人権啓発テレビCMの制作・放送、デジタルサイネージやSNSを活用した広報、各区人権を尊重する市民の集いの開催 等 ◇「人権を尊重する市民の集い」の7区合計参加者数 <u>R3n:1,359人 → R4n:1,677人</u>（目標:2,500人）					

●若者との共働事業 【評価A】

- ・若年層の人権意識を高めるため、大学と連携して「ココロキャンパス」を実施。講演会と講師と学生によるトークセッションを行った。
 - ◇参加人数 236名（若年層の割合 70.5%）
 - ◇アンケートで「人権に関する関心や理解度が深まった」とする割合
R3n:94% → R4n:97%（目標:97%）

●ヤングケアラー相談支援事業 【評価B】

- ・ヤングケアラー相談窓口による相談・研修・ヘルパー事業など、総合的な支援を実施。
 - ◇相談件数:437件、関係機関等職員向け研修:30回、1303名参加
 - ◇ヤングケアラー支援ヘルパー事業（R5.3月～）

●全区人権尊重啓発連絡会議 【評価A:1 評価B:5 評価C:1】

- ・地域における人権意識の高揚を図るため、各区にて、委員の意見交換や研修会を実施するとともに「各区人権を考えるつどい」の開催や広報紙を発行。
 - ◇人権啓発連絡会議の構成員の参加率 R3n:71.3% → R4n:70.9%（目標:90%）

●全区人権を考えるつどい 【評価A:2 評価B:4 評価C:1】

- ・市民の人権意識の高揚を図るため、各区において講演会等を実施。
 - 東) 人権コンサート 参加者:225人
 - 博多) 講演会(子どもの人権) 参加者:149人
 - 南) 講演会(同和問題) 参加者:448人
 - 城南) 映画上映会(性的マイノリティ) 参加者:125人
 - 早良) 講演会「助けてと言える社会へ」 参加者:213人
 - 中央・西) トーク「ぬくもりのある人権のまちづくりを目指して」、一人芝居
参加者:中央 123人・西 169人
 - ◇参加者アンケート「内容に満足した」と回答した割合
R3n:88.3% → R4n:90.7%（目標:90%）

●人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援 【評価B】

- ・全校区での設立を図り、未設立校区へ働きかけを行った。
 - ◇現在の設立組織数 141校区（145組織）、未設立校区 4校区
- ・人尊協等への支援のため、補助金交付や会長・役員を対象に交流会及びスキルアップ講座を実施。
 - ◇人尊協会長が「活動の効果が上がっている」と回答した割合
H28n:85% → R4n:90.3%（目標:90%）

施策の方向性					
企業においては、今後も人権教育及び人権啓発を積極的に推進していくことが必要であり、また、公正な採用選考や配置、昇進、賃金などあらゆる面で基本的人権が尊重された働きやすい職場を実現することが求められている。					
○企業内での人権教育・啓発の推進 ○就職の機会均等の確保と働きやすい職場づくり					
施策の進捗状況			○：おおむね順調		
・就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図るため、市内の関係機関と連携し、企業の各層に対する研修会を実施している。					
・企業の関心が高いニュースや動画を用いた研修内容とすることで、参加者の高い理解度につながった。					
・企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組みを促進するため、セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実など働きやすい環境整備の推進に取り組んでいる。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価 A	評価 B	評価 C	評価 D	未実施
	6	1	1	0	0
●指定管理者人権研修 【評価 A】 ・市の公の施設を管理する指定管理者への研修支援のため、集合研修や講師派遣等を実施。 ◇実施回数 43回、受講者数 642人、受講施設数 87施設、指定管理団体数 58団体 ◇研修参加者アンケート結果にて「理解が深まった」と答えた割合 R3n:96% → R4n:98% (目標:96%)					
●女性活躍推進事業 【評価 A】 ・社会貢献優良企業優遇制度における「次世代育成・男女共同参画支援事業」での企業認定 ◇認定企業数 194社 (前年比9社減) ・「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」において、企業の取組みを見える化 ◇登録企業数 R3n:5社増 → R4n:30社増 (目標:25社増) ・その他、企業向けセミナー、男性の意識啓発、女性のキャリア形成支援 等を実施					
●公正採用選考人権啓発推進員研修 【評価 A】 ・福岡地域 (福岡中央・福岡東・福岡南・福岡西) 公共職業安定所と福岡市が連携し、企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を実施。 ◇実施回数 14回、参加事業所数 1,167事業所 (うち市内企業1,026事業所) ◇研修参加者アンケートにて「理解が深まった」と答えた割合 R3n:99% → R4n:96.5% (目標:95%)					
●働く人権研修 【評価 A】 ・市内の関係行政機関 (公共職業安定所・労働基準監督署・福岡市・福岡市教育委員会) が連携し、市内の全ての働く人を対象とした研修会を実施。 ◇実施回数 6回、参加人数 122人、参加事業所数 94事業所 ◇研修参加者アンケート結果にて「理解が深まった」と答えた割合 R3n:100% → R4n:100% (目標:98%)					
●企業への研修講師派遣等 【評価 B】 ・講師派遣依頼があった企業へ人権研修を実施 ◇派遣実績 22社・32回、受講者 1,215人 ◇研修参加者アンケート結果にて「理解が深まった」と答えた割合 R3n:97% → R4n:98% (目標:99%)					
●福岡市企業同和問題推進協議会との連携 【評価 A】 ・「福岡市企業同和問題推進協議会 (同推協)」主催の研修会へ講師派遣等などを行うとともに、毎月 1 回開催される研修啓発推進委員会に出席し、必要な助言・支援を実施。 ◇同和問題基礎研修会 (24回) 講師派遣 参加実績 512名 ◇同和問題実践研修会 (9回) 講師派遣 参加実績 143名					

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

<主な成果・課題> 凡例 ○：成果 △：課題

○特定職業従事者が、日頃から人権尊重の視点を持って業務に取り組むことができるよう、幅広い人権問題について研修等を行った。また、業務に関わりの深い問題や、社会情勢に応じた問題をテーマに取り入れるなど、特定職業従事者としての人権意識の高揚に寄与した。

△地域における事業については、校区や公民館によって人権問題への取組みに差があることから、地域のニーズも取り入れながら、テーマや手法について検討する必要がある。

<施策の進捗状況・評価>

施策	進捗状況	評価
施策２－（１） 市職員	- 全職員を対象に人権に関する職場研修を実施するとともに、管理職職員に対して年１回、研修を実施している。また、採用・昇任時の節目にも研修を実施するなど、体系的に研修を実施している。 - 庁内向けの人権啓発紙の発行やeラーニングの実施などにより、日頃から、市職員の人権意識の高揚に努めている。 - 職場研修において、各職場の担当業務について、人権尊重の視点での振り返りを促すとともに、「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知徹底を図っている。	◎ 順調
施策２－（２） 教職員	- 全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、夏季休業期間中に校内研修を実施するなど、教職員の人権意識の向上に努めている。 - 校内研修実施にあたっては、当事者による講話を取り入れるなど、各学校の実態にあわせて研修を実施している。	◎ 順調
施策２－（３） 社会教育関係者	- 公民館などの地域に出向いて実施する事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部の区で事業の実施を見送っている。また、校区や公民館によって取組みに差があることから、ニーズ等も踏まえた事業の検討が必要である。 - 実施にあたっては、感染状況等を踏まえながら、書面開催などの代替手段を用いている。実施した事業の参加者アンケートの結果等は概ね良好であるものの、オンラインの活用など事業手法の検討が必要である。	△ やや遅れている
施策２－（４） 福祉関係者	- 民生委員・児童委員活動に特にかかわりの深い人権問題（子ども、障がい者、高齢者等）について研修を実施している。 - オンライン研修について、配信期間など受講しやすい環境を整えたことで、受講者が大幅に増えた。（介護保険サービス事業者研修）	◎ 順調
施策２－（５） 保健・医療関係者	保健・医療関係者が、人権問題を正しく理解・認識するため、対象者に応じた研修を実施している。	○ おおむね順調
施策２－（６） マスメディア関係者	民間企業の研修等の支援を通して、マスメディア関係者に対して、人権教育・啓発を実施するとともに、本市の取組み等の情報提供を行っている。	○ おおむね順調

施策の方向性					
すべての職員が、特定職業従事者として、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、具体的な職務遂行の中で生かしていくこと、また、すべての部局のすべての職員が日常業務を常に人権尊重の視点からとらえ直し、必要に応じ工夫・改善を図ることが求められている。 ○総合的な研修の実施					
施策の進捗状況			◎：順調		
・全職員を対象に人権に関する職場研修を実施するとともに、管理職職員に対して年1回、研修を実施している。また、採用・昇任時の節目にも研修を実施するなど、体系的に研修を実施している。 ・庁内向けの人権啓発紙の発行やeラーニングの実施などにより、日頃から、市職員の人権意識の高揚に努めている。 ・職場研修において、各職場の担当業務について、人権尊重の視点での振り返りを促すとともに、「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知徹底を図っている。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	3	9	0	0	0
●<u>集合研修</u> 【評価B】 ・昇任等にあわせて実施している階層別必修研修のカリキュラムにおいて、人権問題に関する研修を実施。 新規採用職員研修、主任研修、総括主任研修、係長研修、課長研修 等 ●<u>市民課職員への研修</u> 【評価B】 ・「事前登録型本人通知制度」の導入の経緯や制度の趣旨を理解させ、戸籍や住民票等の個人情報を取り扱う職員としての人権意識を形成するため、研修を実施。 ●<u>校区担当職員研修</u> 【評価A】 ・各区の地域支援担当職員（校区担当職員）を対象に研修を実施。 ●<u>「人権」に関する職場研修推進月間</u> 【評価B】 ・毎年11月～12月を職場研修推進月間と定め、市の全職場にて研修を実施。 受講者：11,627人（会計年度任用職員等含む） ◇受講率 <u>R3n:94%</u> → <u>R4n:97%</u>（目標:100%） ●<u>人権啓発推進者研修</u> 【評価B】 ・人権啓発推進者としての役割と職務についての認識を深めるため、課長級職員を対象に研修を実施。 R4テーマ：子どもの人権を考える 受講者 514人、受講率 86.2% ◇受講者アンケートの結果にて「理解できた」と答えた割合 <u>R3n:96%</u> → <u>R4n:96%</u>（目標:100%） ●<u>福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修）</u> 【評価B】 ・人権問題についての認識を深めるため、局長級・部長級職員を対象に、講演会を実施。 R4テーマ：子どもの人権を考える 受講者 144人、受講率 74.6% ◇受講者アンケートの結果「理解できた」と答えた割合 <u>R3n:95%</u> → <u>R4n:97%</u>（目標:100%） ●<u>消防局初任教育</u>【評価A】、<u>交通局新規採用職員研修</u>【評価B】 ・消防局、交通局の新規採用職員を対象に研修を実施。 ●<u>面接試験研修会</u> 【評価B】 ・職員採用試験における面接試験員（50名）を対象に研修を実施。					

施策の方向性					
21世紀を担う子どもたちの人権尊重の心と態度を育成し、学校における人権教育の推進を図るため、今後も教職員に対する積極的な取り組みが必要。					
○研修内容の充実 ○各学校における人権教育推進体制の確立					
施策の進捗状況			◎：順調		
・全ての教職員を対象に全市人権教育研修を実施するとともに、夏季休業期間中に校内研修を実施するなど、教職員の人権意識の向上に努めている。					
・校内研修実施にあたっては、当事者による講話を取り入れるなど、各学校の実態にあわせて研修を実施している。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	2	2	0	0	0
● <u>体罰によらない教育の推進</u> 【評価A】 ※再掲（施策1-（2））					
・教職員の体罰禁止の認識を高めるため、「体罰によらない教育のために（リーフレット、研修編・資料編）」を活用した研修等を実施。					
◇各学校における、体罰によらない教育の研修実施率 <u>R3n:100% → R4n:100%</u> （目標:100%）					
◇体罰の発生件数 <u>R3n:0件 → R4n:1件</u> （目標:0件）					
● <u>全市人権教育研修</u> 【評価B】					
・全教員を対象にした人権研修を夏季休業期間中に実施。					
参加者数 7730名、受講率 99.0%					
◇「知識理解が深まった」と回答した割合 <u>R3:97.4% → R4:98.3%</u> （目標:100%）					
「人権意識が高まった」と回答した割合 <u>R3:98.1% → R4:98.4%</u> （目標:100%）					
「受講率」 <u>R3:99.14% → R4:99.0%</u> （目標:100%）					
● <u>校内人権教育研修</u> 【評価A】 ※再掲（施策1-（2））					
・学校での人権教育の推進・充実に向け、各校において校内人権教育研修を実施。					
◇校内研修における点検評価アンケート結果(※) <u>R3n:98% → R4n:98%</u> （目標:100%）					
※知的理解が深まった、人権意識が高まった、教育実践への活用					
● <u>教育委員会主催人権教育研修</u> 【評価B】 ※再掲（施策1-（2））					
・若手教職員へ人権教育に関する基礎的な知識理解を図る研修や、教職経験年数、管理職や人権教育担当者など職能に応じた各種研修を実施。					
◇「満足した」と回答した割合 <u>R3:97.76% → R4:98.4%</u> （目標:100%）					
「人権意識が高まった」と回答した割合 <u>R3:97.3% → R4:98.0%</u> （目標:100%）					
「人権意識が高まった」と回答した割合 <u>R3:97.9% → R4:98.3%</u> （目標:100%）					

施策の方向性					
社会教育関係者のさらなる助言・指導技術の向上を図り、地域における指導者育成につなげていくことが重要。					
○実践的な研修方法の工夫・内容の充実					
施策の進捗状況			△：やや遅れている		
・公民館などの地域に出向いて実施する事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部の区で事業の実施を見送っている。また、校区や公民館によって取組みに差があることから、ニーズ等も踏まえた事業の検討が必要である。					
・実施にあたっては、感染状況等を踏まえながら、書面開催などの代替手段を用いている。実施した事業の参加者アンケートの結果等は概ね良好であるものの、オンラインの活用など事業手法の検討が必要である。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	2	11	4	0	2
● 新任公民館職員研修 【評価B】					
・公民館職員として同和問題など様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の基礎知識の習得を目的に研修を実施。					
◇「理解できた」と回答した割合 <u>R3n:93% → R4n:97%</u> （目標:100%）					
● 全区公民館職員人権教育研修 【評価A：1 評価B：4 評価C：1 未実施：1】					
・公民館職員としての資質の向上と、人権尊重を基底に据えた公民館運営を図ることを目的として、各区で人権研修を実施。					
◇「今後の仕事に役に立つ」と回答した参加者の割合（各区平均）					
<u>R3n:99.2% → R4n:94.6%</u> （目標:100%）					
● 全区公民館運営懇話会委員研修 【評価A：1 評価B：4 評価C：2】					
・公民館の運営懇話会の委員を対象に、人権教育の必要性や人権尊重を基底に据えた公民館運営等に関して研修を実施。					
※新型コロナの影響により、一部の公民館で実施ができなかったことにより評価Cとした（城南・西）					
◇公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合（各区平均）					
<u>R3n:90.4% → R4n:83.4%</u> （目標:100%）					
● 各区人権教育推進交流会（博多・城南・西） 【評価B：1 評価C：1 未実施：1】					
・同和問題の当事者との交流、意見交換を通じて、差別の現実を理解し、人権教育の推進を図ることを目的に実施。新型コロナウイルス感染症の影響により、1区で事業中止。					
◇交流会参加者（西区）40人（目標 60人）					
● 社会教育主事等研修 【評価B】					
・教育委員会、区役所配置の社会教育関係職員の人権問題についての共通理解と認識を図り、専門的力量を高めることを目的に研修等を実施。令和4年度はフィールドワーク、研修会、人権講座等を実施。					
◇「今後の仕事の役に立つ」と回答した割合 <u>R3n:97% → R4n:95%</u> （目標:100%）					

施策の方向性					
民生委員・児童委員においては、地域での役割についてさらに認識を深めていくこと、また、福祉施設職員については、人間の尊厳などの重要性を十分認識し、人権意識に根ざした行動を実践することが求められている。					
○福祉関係者相互の交流及び実践的な研修手法の工夫・内容の充実					
施策の進捗状況			◎：順調		
・民生委員・児童委員活動に特にかかわりの深い人権問題（子ども、障がい者、高齢者等）について研修を実施している。					
・オンライン研修について、配信期間など受講しやすい環境を整えたことで、受講者が大幅に増えた。（介護保険サービス事業者研修）					
事業評価・主な事業の実施状況	評価Ａ	評価Ｂ	評価Ｃ	評価Ｄ	未実施
	1	2	0	0	0
●保育所職員研修事業 【評価Ｂ】 ※再掲（施策1-（2））					
●介護保険サービス事業者研修（福岡市介護保険事業者研修事業） 【評価Ｂ】					
・介護保険事業者・職員を対象に、高齢者の人権問題に対する更なる理解を図るため、権利擁護及び虐待防止に関するオンライン研修を実施。 ◇実施回数 6回、研修申込者数 774人					
●福岡市民生委員児童委員協議会における研修等 【評価Ａ】					
・日頃より、地域福祉の推進役として地域住民と接する民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、各種研修を実施。					
全体研修、地区会長・副会長研修、中堅研修、主任児童委員研修					
※その他、各区レベルでも全民生委員・児童委員を対象に、別途研修を実施。					

施策２－（５）保健・医療関係者

４事業

施策の方向性					
市立病院や保健所などの保健・医療関係者すべてが人権問題を正しく認識・理解し、患者などを個人として尊重するとともに、個人情報の保護など、人権に関してきめ細やかな配慮を行う必要がある。					
○市内医療機関の医師や看護師などに対する研修の積極的な実施					
施策の進捗状況			○：おおむね順調		
・保健・医療関係者が、人権問題を正しく理解・認識するため、対象者に応じた研修を実施している。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価 A	評価 B	評価 C	評価 D	未実施
	0	4	0	0	0
●<u>HIV感染者等の医療確保に関する人権啓発</u> 【評価 B】 ・市内医療機関の保健・医療関係者や職員に対して、HIV 感染者等についての正しい知識や医療提供上の課題等に関する研修情報を案内。 ●<u>精神保健福祉従事者研修事業等</u> 【評価 B】 ・精神保健福祉業務に従事する職員等の技術水準向上を図ることで、精神障がい者に対する支援の充実や差別・偏見をなくすため、各種研修を実施。 ●<u>保健師人権・同和研修</u> 【評価 B】 ・令和4年度採用保健師を対象に人権・同和問題に関する研修会を実施。 ◇「市の人権・同和対策について理解ができた」と答えた割合 <u>R3n:100% → R4n:100%</u>（目標:100%） ●<u>福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業</u> 【評価 B】 ・児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育を行い、児童虐待対応の向上を図っている。（事業内容）児童虐待対応に関する相談への助言等、児童虐待防止医療ネットワーク会議、児童虐待対応のための教育研修（子ども虐待対応セミナー）の実施。					

施策２－（６）マスメディア関係者

１事業

施策の方向性					
マスメディアからの情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、人権尊重の社会を形成するうえで重要な役割を担っているマスメディア関係者は、常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが望まれる。 ○マスメディア関係者への働きかけ					
施策の進捗状況			○：おおむね順調		
・民間企業の研修等の支援を通して、マスメディア関係者に対して、人権教育・啓発を実施するとともに、本市の取組み等の情報提供を行っている。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価Ａ	評価Ｂ	評価Ｃ	評価Ｄ	未実施
	0	1	0	0	0
●人権教育・啓発関係情報の提供 【評価Ｂ】 ・マスメディアの会員を有する福岡市企業同和問題推進協議会や福岡市人権問題企業啓発推進会議の支援を通して、様々な人権問題に関する研修を実施するとともに、本市の取組を紹介。併せて、市政だよりやホームページなどでの情報提供を通して、関係事業の周知を図っている。					

3 人権教育・啓発の効果的な推進

＜主な成果・課題＞ 凡例 ○：成果 △：課題

○若年者へ向けた啓発のため、SNSの活用やアニメの放映、漫画を活用した啓発、大学との連携によるキャンペーン実施など、積極的な広報に努めている。

△(4)人材の育成・活用について、対面での実施から、オンラインに切り替えて行っているものの、参加者が減少するなど、地域に密着した人材育成が今後の課題である。

＜施策の進捗状況＞

施策	進捗状況	評価
施策３－（１） 学習の場の提供	・人権問題についての様々な情報提供や学習・交流を支援するため、人権啓発センター等の管理・運営を実施している。 ・人権のまちづくり館では、校区人尊協や学校等との連携のもと、地域交流の場として啓発事業や地域交流事業を実施しており、幅広い層からの参加があった。 ・参加者が固定化している事業や長年の実施で硬直化している事業については、各地域の実情を考慮しながら見直しを行う必要がある。	○ おおむね 順調
施策３－（２） 学習内容の充実	・研修・講演会や各種イベントについては、幅広い層の参加者を増やすため、交通広告やSNSを活用した広報や、当日来られない方へ向けて会場の様子をオンライン配信するなど、工夫をして実施している。 ・各研修会等のテーマについては、参加者のニーズや興味・関心のある内容を取り入れることで人権問題への理解・認識を深めている。	○ おおむね 順調
施策３－（３） 効果的な啓発手法・ 情報提供の推進	・各種啓発イベントについて、幅広い市民の参加を促進するため、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、多くの市民が参加しやすい日程の設定や事業内容の工夫を行っている。 ・テレビCMやラジオ番組による啓発について、テレビ・ラジオでの放送に限らずSNSやYouTube等、様々な媒体を活用して啓発している。 ・人権に関する情報発信について、広報紙など紙媒体の発行とともに、ホームページにも掲載し、鮮度の高い情報提供に努めている。	○ おおむね 順調
施策３－（４） 人材の育成・活用	・地域における人権教育・啓発を担う人材育成のため、動画配信も活用しながら、研修や交流会を実施している。 ・PTAを対象とした事業については、開催手法の工夫により再開しているものの、参加人数が目標に達していないなど課題が残っている。	○ おおむね 順調
施策３－（５） 教材の開発・整備	・人権教育・啓発に関して、様々な教材・資料等を作成している。 ・市民や学校での活用を促進しているものの、一部の事業で目標に届いておらず、引き続き、周知・広報を図っていく必要がある。	△ やや遅れ ている
施策３－（６） 総合的なネット ワークづくり	・「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」を周知し、庁内における総合的な取組みを推進するとともに、関係機関や団体等との連携を図っている。	○ おおむね 順調

施策３－（１）学習の場の提供

４事業

施策の方向性					
公民館、市民センターや男女共同参画推進センターなどの施設を人権に関する市民の学習の場として積極的に提供していくほか、人権啓発センターのさらなる利用促進を図ることが必要。 ○公民館、市民センターや人権啓発センターなどの施設利用の促進 ○人権のまちづくり館の機能の充実					
施策の進捗状況			○：おおむね順調		
・人権問題についての様々な情報提供や学習・交流を支援するため、人権啓発センター等の管理・運営を実施している。 ・人権のまちづくり館では、校区人尊協や学校等との連携のもと、地域交流の場として啓発事業や地域交流事業を実施しており、幅広い層からの参加があった。 ・参加者が固定化している事業や長年の実施で硬直化している事業については、各地域の実情を考慮しながら見直しを行う必要がある。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	0	3	1	0	0
●<u>人権のまちづくり館の人権啓発事業</u> 【評価B】 ・人権のまちづくり館主催事業として、講座やコンサート等の人権啓発事業を実施。 ◇実施回数 28回 参加人数 1,296人 ●<u>人権のまちづくり館における地域交流の促進</u> 【評価B】 ・人権のまちづくり館主催事業として、地域交流事業を実施。 ◇実施回数 249回 参加人数 3,034人 ●<u>人権啓発センターの管理・運営</u> 【評価C】 ・人権啓発の拠点として、人権に関する図書・DVD等の閲覧・貸出、人権研修の講師・教材等に関する情報提供、人権尊重作品の展示などを実施。 ◇「R4人権問題に関する市民意識調査」における人権啓発センターの認知度 <u>H29n調査:11.6% → R4n調査:8.4%</u>（目標:15%）					

施策の方向性					
人権学習を効果的に進めていくためには、日常的な人権感覚を身につけられるような学習内容にするとともに、学習者が積極的に自らの力で新しい発見をすることが重要。 ○研修会や各種イベントなどの内容や形態の工夫・改善 ○就学前教育の取り組みの充実 ○学習指導法の工夫・改善 ○人権教育の内容の充実 ○企業向け研修の充実 ○社内研修の支援の充実					
施策の進捗状況			○：おおむね順調		
・研修・講演会や各種イベントについては、幅広い層の参加者を増やすため、交通広告やSNSを活用した広報や、当日来られない方へ向けて会場の様子をオンライン配信するなど、工夫をして実施している。 ・各研修会等のテーマについては、参加者のニーズや興味・関心のある内容を取り入れることで人権問題への理解・認識を深めている。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	6	10	3	0	1
● <u>人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡）</u> 【評価B】 ・多くの市民が人権に触れるとともに、人権を考える場とするため、各種事業を実施。 （事業内容）映画上映、パネルディスカッション、講演会、人権に関する展示、 ワークショップ 等 ◇来場者数 <u>R3n:4,900人 → R4n:4,584人</u> （目標:22,000人）					
● <u>人権映画会（ココロン映画会）の開催</u> 【評価B】 ・市民の関心を惹く人権映画の上映を通して、市民の人権意識の高揚を図った。 ◇来場者数 <u>R3n:未実施 → R4n:377人</u> （目標:450人） ◇映画会について「よかった」と答えた方 92.4%					
● <u>小中学生向け男女平等教育副読本の作成</u> 【評価B】 ※再掲（施策1-(2)） ・男女平等教育副読本の作成・配付し、活用を促進。 ◇活用率 小学校 <u>R3n:91.0% → R4n:95.8%</u> （目標:100%） 中学校 <u>R3n:73.9% → R4n:88.4%</u> （目標:100%） ・教員を対象とした男女平等教育研修会を実施。					
● <u>若者との共働事業</u> 【評価A】 ※再掲（施策1-(3)）					
● <u>人権保育研究・研修事業</u> 【評価B】 ※再掲（施策1-(1)）					
● <u>人権読本「ぬくもり」の活用促進</u> 【評価C】 ※再掲（施策1-(2)）					
● <u>働く人権研修</u> 【評価A】 ※再掲（施策1-(4)）					
● <u>企業への研修講師派遣等</u> 【評価B】 ※再掲（施策1-(4)）					

施策の方向性					
市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会を実現するためには、人権意識の高揚を図るための啓発イベントや情報提供、広報活動などの人権啓発を効果的に推進し、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえられるようになることが重要。 ○各種啓発イベントの積極的な実施 ○研修会や各種イベントなどへの参加の促進 ○研修会や各種イベントなどの内容や形態の工夫・改善 ○教材に関する積極的な情報提供 ○学習相談体制などの充実 ○効果的な情報提供 ○マスメディアとの連携					
施策の進捗状況			○：おおむね順調		
・各種啓発イベントについて、幅広い市民の参加を促進するため、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、多くの市民が参加しやすい日程の設定や事業内容の工夫を行っている。 ・テレビCMやラジオ番組による啓発について、テレビ・ラジオでの放送に限らずSNSやYouTube等、様々な媒体を活用して啓発している。 ・人権に関する情報発信について、広報紙など紙媒体の発行とともに、ホームページにも掲載し、鮮度の高い情報提供に努めている。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	6	18	5	0	0
●<u>北朝鮮人権侵害問題啓発週間事業</u> 【評価A】 ・啓発週間を中心に講演会やパネル展など、様々な啓発活動を実施。 （事業内容）講演会、パネル展、ブルーリボン着用、市政だよりや市ホームページ、ポスター掲示、テレビCM、ラジオによる啓発 等 ◇講演会参加者アンケートにて「拉致問題への理解や関心が深まった」と答えた割合 R3n:98% → R4n:100%（目標:95%）					
●<u>性的マイノリティに関する取り組み</u> 【評価B】 ・「性的マイノリティに関する支援方針」に基づき、当事者等への支援や市民や企業、団体への啓発を実施。 （事業内容）パートナーシップ宣誓制度、パートナーシップ宣誓制度の都市間連携、LGBT電話相談、性的マイノリティ交流事業、福岡レインボー映画祭、ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度（新設） 等					
●<u>マスメディアを活用した啓発活動（テレビスポット）</u> 【評価B】 ・7月「福岡県同和問題啓発強調月間」、12月「人権尊重週間」に人権に関する啓発CMをテレビ放映するほか、SNS広告やデジタルサイネージ、YouTube等でも放映。 （内容） 7月「ドミノ（インターネット）」 期間：7/15～7/21 放送回数：39回 12月「性の多様性」 期間：12/1～12/16 放送回数：103回					
●<u>人権啓発ラジオ番組「こころのオルゴール」制作・放送</u> 【評価B】 ・様々な人権問題をテーマに、5分間の人権啓発ラジオ番組を制作、放送。放送シナリオを活用して、動画や人権マンガ、モーションコミックを制作し、インターネット等で公開。 （内容） 期間：R4.12.1～12.21 R5.2.1～2.21 放送局：crossFM 放送回数：全30回					
●<u>人権啓発センターだよりの発行</u> 【評価C】 ・人権啓発センターの広報紙を、年4回（6・9・12・3月）発行（各4,000部）。 ・配布先は市内の小中高校、市民センター、公民館など。HPにも掲載。					

施策の方向性					
幅広い市民への人権教育及び人権啓発を推進していくためには、市民の日常生活の身近なところで人権学習のリーダーとして活動する指導者の役割が重要であり、区生涯学習推進課・公民館や人尊協などが相互連携を図り、地域に密着した人材育成を推進することが必要。 ○地域指導者などに対する研修の充実 ○新たな地域指導者の人材発掘 ○実践的な研修手法の工夫・内容の充実 ○人材情報のデータベース化及びその活用					
施策の進捗状況		○：おおむね順調			
・地域における人権教育・啓発を担う人材育成のため、動画配信も活用しながら、研修や交流会を実施している。 ・PTAを対象とした事業については、開催手法の工夫により再開しているものの、参加人数が目標に達していないなど課題が残っている。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価A	評価B	評価C	評価D	未実施
	4	23	10	0	8
●講師紹介事業 【評価C】 ・本市関係部局が招聘した講師を、ホームページに掲載し、情報提供を行っている。 ◇ホームページによる掲載一覧数 <u>R3n:127人 → R4n:46人</u>（目標:130人） ●新任公民館職員研修 【評価B】 ※再掲（施策2-(3)） ●全区公民館職員人権教育研修 【評価A：1 評価B：4 評価C：1 未実施：1】 ※再掲（施策2-(3)） ●各区人権教育推進交流会（博多・城南・西） 【評価B：1 評価C：1 未実施：1】 ※再掲（施策2-(3)） ●社会教育主事等研修 【評価B】 ※再掲（施策2-(3)） ●PTA人権教育研修 【評価C】 ※再掲（施策1-(3)） ・市PTA協議会と連携し、区PTA連合会や各单位PTAにおいて人権教育研修会を実施。新型コロナウイルス感染症の影響により、各区で実施ができなくなっていた人権教育担当者連絡会をオンデマンド配信で実施。 ◇全市・各区・各单位PTAの役員・委員・会員研修会 延べ参加人数 <u>R3n:16,104人 → R4n:9,372人</u>（目標:25,000人） ※各区においても、各学校PTAの実情に応じて補足資料の作成等をするほか、PTA研究集会やセミナー、交流会を実施するなど、PTA活動の充実を図っている。（全区PTA人権教育担当者連絡会・全区PTA連合会の育成・支援）					

施策３－（５）教材の開発・整備

３事業

施策の方向性					
これまで整備してきた人権に関連する様々な教材を人権尊重という視点で見直し、教材の開発・整備を進め、一層の活用を図っていくことが必要。 ○パンフレットなどの活用及び体系的な教材の開発・整備 ○成長・発達過程に応じた教材の開発・整備					
施策の進捗状況		△：やや遅れている			
・人権教育・啓発に関して、様々な教材・資料等を作成している。 ・市民や学校での活用を促進しているものの、一部の事業で目標に届いておらず、引き続き、周知・広報を図っていく必要がある。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価 A	評価 B	評価 C	評価 D	未実施
	0	2	1	0	0
●<u>小中学生向け男女平等教育副読本の作成</u> 【評価 B】 ※再掲（施策1-(2)、3-(2)） ●<u>教材、資料等の研究・開発</u> 【評価 B】 ・様々な人権問題に関して情報収集し、研究開発した教材・資料等（人権啓発CM、ラジオ番組、人権啓発広報紙など）を、来館者に提供するとともに、ホームページに掲載。 ●<u>人権読本「ぬくもり」の活用促進</u> 【評価 C】 ※再掲（施策1-(2)、3-(2)）					

施策３－（６）総合的なネットワークづくり

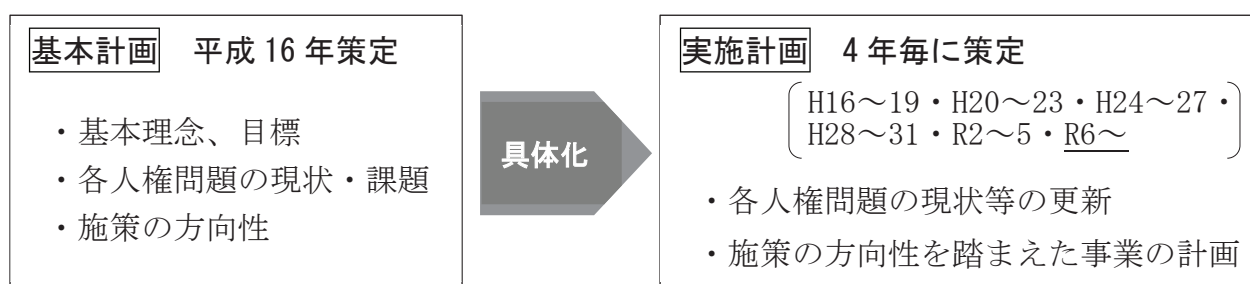
５事業

施策の方向性					
人権問題が複雑化・多様化している中、あらゆる人権問題の解決を図るためには、個別分野ごとの人権問題相互の関連性なども視野に入れた総合的な取り組みが求められている。 ○総合的な取り組みの推進 ○市民団体や専門家などとの積極的な連携、ネットワークの形成					
施策の進捗状況		○：おおむね順調			
・「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」を周知し、庁内における総合的な取組みを推進するとともに、関係機関や団体等との連携を図っている。					
事業評価・主な事業の実施状況	評価Ａ	評価Ｂ	評価Ｃ	評価Ｄ	未実施
	0	4	0	0	1
●<u>庁内における総合的な取り組み</u> 【評価Ｂ】 ・「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知とともに、全職員を対象にeラーニング研修を実施。 ◇受講者：延べ14,904人 受講率：78.3% ※年2回実施					
●<u>福岡人権擁護委員協議会への支援・協力</u> 【評価Ｂ】 ※再掲（施策1-（3））					
●<u>福岡市要保護児童支援地域協議会</u> 【評価Ｂ】 ※再掲（施策1-（3））					
●<u>福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業</u> 【評価Ｂ】 ※再掲（施策2-（5））					

福岡市人権教育・啓発基本計画 次期実施計画の策定について

1 福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画について

- 福岡市では、「すべての人の人権が尊重される社会」の実現に向けて、平成 16 年に「福岡市人権教育・啓発基本計画」を策定した。同計画に基づく施策を計画的に推進するため、4 年毎に、具体的な教育・啓発事業を取りまとめた実施計画を策定している（現計画期間：令和 2～5 年度）。
- 令和 5 年度中に、次期実施計画（令和 6 年度～）の策定を行うもの。



2 主な現状・課題

- 新たな人権問題（「ヤングケアラー」「働く人の人権」等）の顕在化。
- インターネット上で、様々な人権問題が表出するとともに、悪質な人権侵害が発生。
- 本市の人権啓発活動について、若年層の認知度が他の世代と比べて低い。また、幅広い層に対して、ターゲットに応じた効果的な啓発が必要。（R4 意識調査）

（策定にあたっての考え方）

これまで取り組んできた人権教育・啓発の手法等を踏まえつつ、人権を取り巻く状況の変化への対応や、若年層への教育・啓発、I C T の活用など、今後の人権教育・啓発の進め方を定める。

3 策定スケジュール（予定）

令和5年度									令和6年度
～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
現計画の振り返り	懇話会説明① (方向性)		懇話会説明② (素案)			懇話会説明③ (原案)		計画策定 (令和6年4月施行)	公表・冊子配布
素案の検討・作成				原案作成					

福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画（令和2年度～令和5年度）の振り返り

1 人権を取り巻く状況

- 日本全体では、DV、各種ハラスメント、いじめや児童虐待、インターネット上の人権侵害、障がい等を理由とする偏見や差別、ヘイトスピーチ、同和問題、ハンセン病問題などの多様な人権問題が存在。
- 直近では、情報通信技術の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、インターネット上の人権侵害、新型コロナに関連した偏見や差別等が関心を集めた。

＜人権侵犯事件数（新規に救済を開始した件数・暦年）＞

人権侵犯事件数	H31/R1	R2	R3	R4
全国 計	15,420	9,589	8,581	7,859
内、福岡	557	551	389	515

出典：法務省人権擁護局資料

- 福岡市においては、同和問題や外国人などに関する落書き・貼り紙などの差別事象が発生している。また、インターネット上では、動画投稿サイトにおいて本市の特定の地域を同和地区であると摘示する事案が発生している。
- このほかにも、配偶者等からのDVや児童虐待、いじめ、障がい者への差別的取扱いなど、様々な問題が顕在化している。
- 令和4年度に市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」において、人権問題に関心がある市民の割合は65.6%で、調査ごとに減少傾向にあることから、引き続き、人権問題への関心や人権尊重の意識を高めるための教育・啓発が必要である。

2 各人権分野における、主な取組み（令和2年度～令和5年度）、現状・課題

分野	主な取組み（令和2年度～令和5年度）	現状・課題
(1) 同和問題	・地域における講演会・講座の開催、企業における研修、人権尊重週間行事やテレビCM放映など、様々な分野・場所・媒体等での研修や啓発事業を実施 ・人権のまちづくり館を中心に地域交流事業等を実施	・差別事象やインターネットにおける同和地区情報の摘示事案の発生 ・差別意識、忌避意識の存在
(2) 女性に関する人権問題	・広く市民を対象とした講座・講演会の開催、学習機会の提供などの広報・啓発の実施。小中学生向け副読本の作成・活用 ・DV相談窓口の周知、デートDV防止啓発カードの配布・掲示 ・社会貢献優良企業優遇制度や「ふくおか女性活躍 NEXT 企業 見える化サイト」における企業の取組みの見える化を推進	・固定的役割分担意識の解消度は増加傾向にあるが、さらに啓発に取り組む必要 ・配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント ・働く場における男女格差の解消や女性活躍の取組みを促進する必要 ・政策・方針決定過程への女性の参画の促進

分野	主な取組み（令和2年度～令和5年度）	現状・課題
(3) 子どもに関する人権問題	・子ども家庭支援センターやSNSを活用した相談事業など、児童虐待の未然防止への取組み。子ども食堂への支援など、困難を抱える子どもたちへの支援を実施 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充、「いじめゼロサミット」の開催、SNSを活用した教育相談体制の構築などによる、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応の推進	・児童虐待、子どもの権利擁護 ・いじめの認知件数の増加 ・子どもの貧困 ・ヤングケアラー
(4) 高齢者に関する人権問題	・地域包括ケアの推進、高齢者の活躍など、高齢者に関する施策を総合的に推進 ・「認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」として、認知症コミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード®」の普及や福岡オレンジパートナーズの設立などを実施	・社会的孤立など関係性の貧困 ・高齢者の権利擁護 ・高齢者の社会参加
(5) 障がい者に関する人権問題	・「障がい者差別解消条例」の改正の検討 ・「障がい者週間記念の集い」などの各種啓発活動を実施。また、「障がい者差別解消条例」の考え方を周知する啓発動画の作成や児童向け啓発リーフレットを作成・配布するなど、障がいを理由とした差別の解消や理解促進の取組みを実施 ・障がい者の権利擁護のため、「障がい者110番」での相談対応の実施 ・ハード面のバリアフリーとともに、市民講座の開催など心のバリアフリーの取組みの実施	・障がい理解・障がいを理由とした差別の解消 ・権利擁護、虐待防止の推進 ・障がい者の社会参加を進める必要
(6) 外国人に関する人権問題	・外国人総合相談支援センターの設置、多言語での情報発信、地域と外国人住民との交流、日本語教育の推進	・ヘイトスピーチ、外国人に対する差別的な事象の発生 ・多言語での生活ルール・マナーの周知が必要 ・外国人住民との交流促進
(7) HIV感染者・ハンセン病患者等に関する人権問題	<u>HIV感染者等</u> ・広報誌やリーフレット作成・配布、レッドリボンの着用、各区でのHIV抗体検査、感染症に関する正しい知識の普及 <u>ハンセン病問題</u> ・講演会・啓発パネル展開催、人権啓発ラジオ番組でのシナリオ放送等を実施	・患者や元患者、家族への偏見や差別 ・市民の関心の低下や無理解 ・長年の隔離による家族や社会からの断絶（ハンセン病）

分野		主な取組み（令和２年度～令和５年度）	現状・課題
(8) 様々な人権問題	インターネットによる人権侵害	・テレビCMや講演会等での市民啓発の実施、モニタリングや学校ネットパトロールの実施	・SNS 等での誹謗中傷が社会問題化。同和問題などに関するインターネット上の差別的な書き込みの発生
	性的マイノリティに関する人権問題	・「性的マイノリティ支援方針」に基づく、パートナーシップ宣誓制度の運用や電話相談などの当事者等支援、「ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度」の導入や映画上映会等の開催など、企業等や市民への啓発を実施	・「LGBT 理解増進法」の趣旨、今後策定される国の計画を踏まえた啓発のあり方検討 ・周囲の人の誤解や無理解
	働く人の人権問題	・企業への研修講師の派遣や働く人々人権研修において、ハラスメント等をテーマにした研修の実施 ・「働くあなたのガイドブック」の作成・配布	・多くの働く人にとって身近な問題であり、市民の関心が高い ・働く人は各種ハラスメントや長時間労働など、様々な問題に直面しており、企業や関係機関と連携した啓発等の取組みが必要
	・上記のほかにも、ホームレスに関する人権問題、北朝鮮当局による拉致問題、災害に伴う人権問題など、様々な人権問題が存在しており、福岡市では正しい知識と問題への理解を深めるための教育・啓発を行っている。		

（今後の方向性）

取組みにあたっては、新たな人権問題の顕在化など人権を取り巻く状況の変化やコロナを経た市民の行動様式の変化など、社会の変化に的確に対応していくことが求められる。

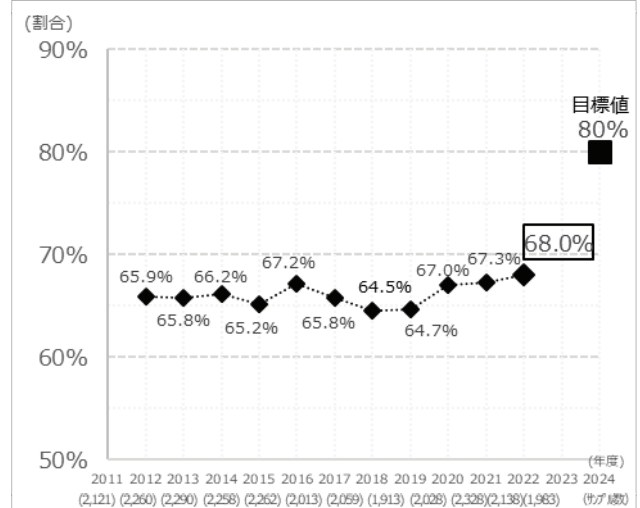
- 新たな人権問題が顕在化している状況を踏まえて、引き続き、様々な人権問題への関心を高めていくことが必要
- これまでの取組みを踏まえつつ、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず互いを尊重し多様性を認め合う意識を醸成していくことが必要

3 実施計画（令和2年度～令和5年度）の成果と課題

〔成果〕

- ・福岡市人権教育・啓発基本計画に定める施策の方向に沿って、学校・地域・企業などあらゆる場において、関係機関や団体と連携しながら事業の実施ができています。
- ・「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合」（右表）は、概ね横ばいであり目標値には届いていないものの、実施した事業における参加者アンケートの結果では、概ね満足度が高く、参加者の人権問題への関心の高まりも見られ、市民の人権意識の高揚に繋がっているものと考えられる。

＜一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合＞



出典：基本計画の成果指標に関する意識調査（総務企画局）

〔課題〕

- ・啓発事業への若年層の参加状況が低く、また、参加者が固定化している。
- ・新型コロナによる事業規模の縮小など、従来の対面型の啓発事業への影響がある。ICTの積極的な活用など、手法等の検討が必要である。
- ・人権問題への市民の関心が低下傾向（R4 市民意識調査）にあり、ターゲットに応じた効果的な啓発の検討が必要である。

（施策の方向性ごとの整理）

①あらゆる場における人権教育・啓発の推進

〔成果〕

- ・関係機関や団体と連携しながら事業を実施しており、実施した事業の参加者アンケートの結果は、概ね満足度の高い結果となっている。

〔課題〕

- ・地域向けの事業では、新型コロナの影響による参加者数減少や、参加者の固定化が課題。また、対面での研修会等の減少により、各地域での活動状況や情報の共有が困難となっている。
- ・若年層含め幅広い年齢層の参加促進に向けて、事業内容や広報手法の検討が必要である。

②特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

〔成果〕

- ・業務に関わりの深い問題や、社会情勢に応じた問題をテーマに取り入れるなどして研修等を実施しており、特定職業従事者としての人権意識の高揚に寄与した。

〔課題〕

- ・ 特定職業従事者に対する研修については、コロナ下において多くを対面式の研修からオンライン配信等に手法の見直しを行っており、アンケートの活用などにより受講者の理解度等を的確に把握し、手法や内容を検討していく必要がある。

③人権教育・啓発の効果的な推進

〔成果〕

- ・ 人権啓発センター、人権のまちづくり館等による学習の場の提供、各講演会・講座の開催、テレビCM放映、企業研修、公民館職員やPTA関係者への研修などの人材育成など、様々な場所・手法・媒体を活用し、人権教育・啓発を進めることができている。

〔課題〕

- ・ 若年層へ向けた啓発として、SNS やマンガを活用した啓発、大学との連携による事業などを行っているが、本市啓発事業についての若年層の認知度が他年代に比べて低く（R4 市民意識調査）、引き続き、手法の検討が必要である。

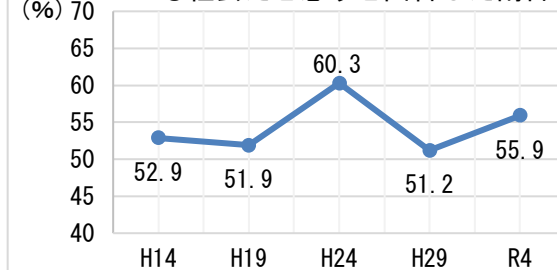
令和4年度 人権問題に関する市民意識調査の結果について

1 調査概要

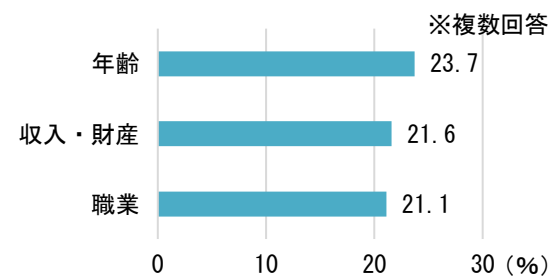
調査期間	令和4年10月13日～11月16日
調査対象者	満18歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送法・無記名回答
回収状況	有効調査票数1,303票（回収率43.8%）
結果公表	報告書及びリーフレットの公表・配布・市HP掲載（令和5年6月）

2 調査結果（抜粋）

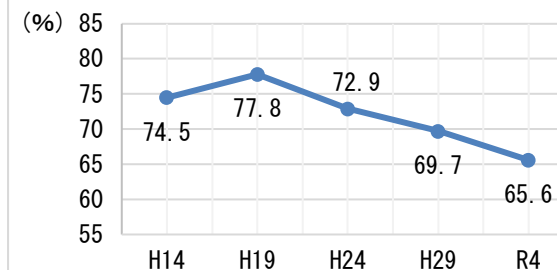
【問2】今の日本は、人権が尊重されている社会だと思うと回答した割合



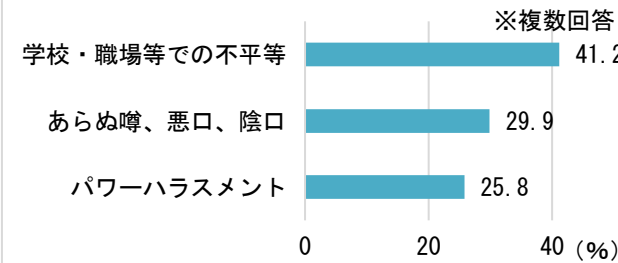
【問7ア】差別や人権侵害の内容（上位3項目）



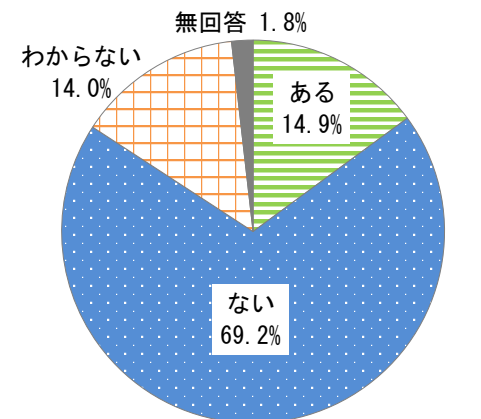
【問4】人権問題に関心があると回答した割合



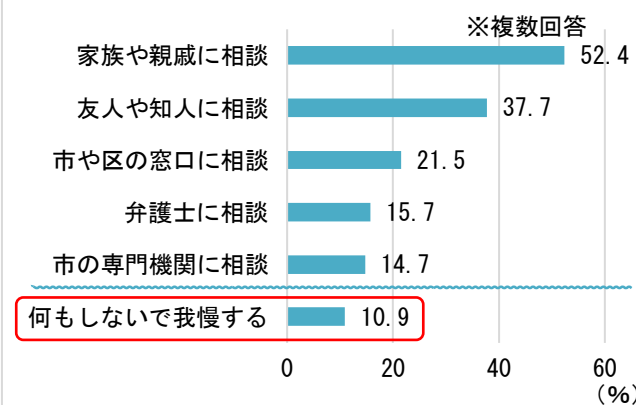
【問7イ】差別や人権侵害の行為（上位3項目）



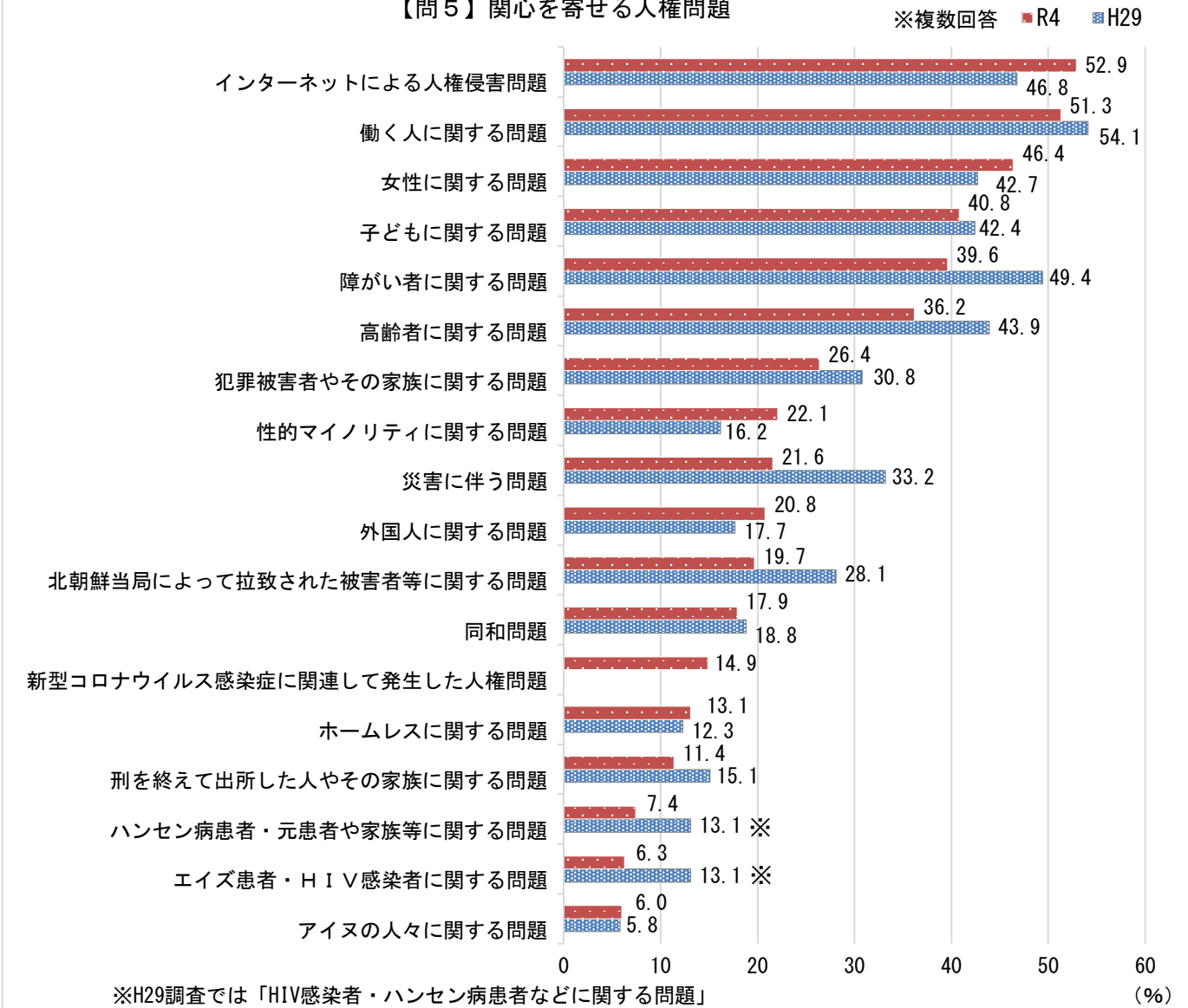
【問6】差別や人権侵害をされた経験



【問8】人権侵害を受けたときの対処（上位5項目）



【問5】関心を寄せる人権問題



【問10】人権に関する法律の認知状況

